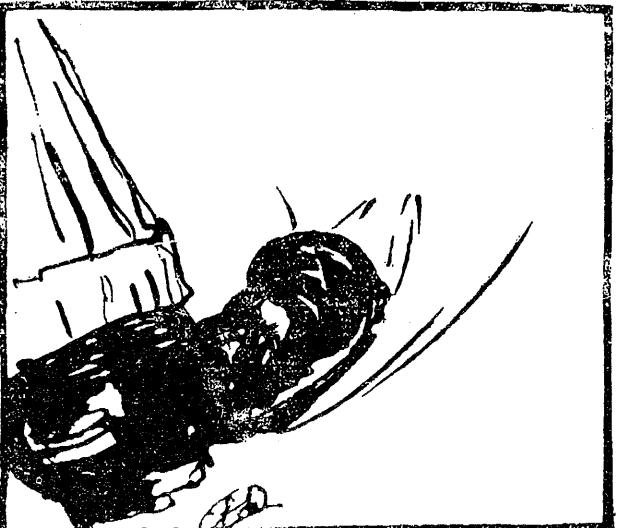


泉水国賠つうしん●判決延期臨時号

【急告】一一月一四日は、口頭弁論再開！



望月桂・画

●一一月一四日は判決一のはずやつた。八月六日の結審で裁判官から「判決には時間がかかるので、判決は一一月一四日」と四ヶ月先の期日が指定されたのでした。●ところが、「親族以外の者との面会は、刑務所長が恩恵的に行なっているので、その処分にたいしては国家賠償ができない」という最高裁の判例があるが、それに對して意見を述べるかどうか——をきいて來たのです。●この判決は旧監獄法のころの判例ですが、最高裁判例評釈という本によれば、新監獄法にも適用されると解説されていること。この判例に勢いを得て、被告・國側は、すでに弁論の再開をもとめてきています。もちろん私たちは「反論」します。●というわけで、一一月一四日は判決ではなく、原告・被告双方の「弁論」のやりとりとなります。●なんだか嫌な感じ。ぜひぜひ、傍聴をお願いします。●「蓄めるものは花咲かむ 花咲きたならば実とならむ」(風)

判決延期の経緯

まずは、安田好弘弁護士の報告から――

(一) 九月一七日、裁判所から連絡があり、最高裁第3小法廷判決平成20年4月15日(平成18年受第263号)の判決があるが、これに対する意見を述べる予定があるかどうかを聞いてきました。

(二) 上記判決の要旨は――

弁護士会の設置する人権擁護委員会が受刑者から人権救濟の申立てを受け、同委員会所属の弁護士が調査の一環として被害状況を目撃したとされる他の受刑者との接見を申し入れた場合において、監獄法(平成17年法律第50号)による改正前のもの)45条2項の規定は、刑務所長に対し、受刑者との接見の許否を判断するにあたり、親族以外の接見を求める者の固有の利益に配慮すべき義務を課するものではないこと、法律上同委員会に強制的な調査権限は付与されておらず、刑務所長には同委員会の調査活動の一環として行われる受刑者との接見申入れに応ずべき法的義務は存しないこと、刑務所長は、同委員会に人権救済を申し立てた受刑者と同委員会所属の弁護士との接見は許していることなど的事情の下では、これを許さなかつた刑務所長の措置について、国家賠償法1条1項にいう違法があつたということはできない。(補足意見がある。)

――といふのです。

つまり、親族以外の者との面会は、刑務所長が恩恵的に行つてゐるので、その処分に對しては国家賠償ができないというもののです。この判決は、旧監獄法の頃の判決ですが、最高裁判例評釈という本では、この判決の趣旨は新監獄法にも適用されると解説されています。

(三) 上記の判例は、当方も国も引用していなかつたものです。あくまでも推察ですが、裁判所が、判決を書いていて、この判決に気づき、その判決に従つて私たちを敗訴させて

は、不意打ちになつてしまふため、反論の機会を与えたのだと思います。もちろん、国にも同じことを伝えています

ので、今回、國側は上記判決に力を得て、新たな主張をし、弁論の再開を求めてきました。

当方は、裁判所に対し、「反論をする」と伝えていました。近いうちに反論書(準備書面)を作成して提出しようと思ひます。従つて、12月24日は、双方の反論書を陳述する弁論期日になります……。

*

面会は刑務所長が恩恵的に行なつてゐるもの。この判決の趣旨は新監獄法にも適用される――。

憲法にある「すべての人間には基本的人権がある」なんて精神、どこを探したらあるんやろな。これは、人間に対する侮辱や。たとえ罪をおかして、監獄にいれられているものでも、裁判官、刑務所長といえど、人間として対等なはずや。侮辱されたり、差別されたりする謂われはない。ひとを裁いたり、法律をつくつたり、偉い役人になつたりする人間は、だんだん自分が神であるかのとく振舞うものらしい。

……判決に向けて、つうしんの記事をあらかたつくつた矢先の不意打ち。事情変更前の記述も多少残したままで、またまた臨時号形式のつうしんをお届けすることになりました。

去る八月六日(木)の午後、延べ一七回目にあたる最終口頭弁論が開かれました。この日の法廷において、私たち原告、國側の全ての主張、証拠提出は終了し、結審となりました。あとは、判決を待つだけです。

五月二十五日の法廷では、獄外原告二人の証人尋問があり、裁判所側の気遣い(!)で大きな法廷が用意されました。八月六日(木)は、いつもの三〇四号室に戻りました。それでも、二〇名近くの仲間が傍聴にかけつけて下さいました。皆さん、猛暑の中、本当にありがとうございました!

＊

第一七回口頭弁論報告――高野浩一

原告側が出した最終準備書面は、作成にあたり弁護団会議を開くほどの熱の入れようです。裁判の当日、山下幸夫弁護士が書面の一部を朗読しました。

○獄外の原告は泉水博さんを日本赤軍のメンバーであるからではなく、一人の人間として支え、いざれ仮釈放された際には、住居や生活面の支援も辞さない構えであった。

○獄中の泉水さんも、もはや日本赤軍が解散したことでもあるし、今も日本赤軍に所属しているという意識はない。かつて世話になつた義理は基本的に果たしたと考える。

○泉水さんは、獄外のいろいろ人々と文通し、面会を行なうことで、学ぶことが多く、社会に復帰して恩返しをしたい、と感じるようになつた。

○以上のことから、泉水さんにとって外部の人との交流は非常に有意義であり、刑務所当局の目指すところと一致するものではなかつたか。原告と刑務所は相互に補完できるものであり、あえていえばパートナーともなるものである。しかも、それまで面会、文通をしてきた中で、大きな問題は何ひとつなかつた。なのに、ほとんど一律の面会禁止処分になつたのは、刑務所側に誤解があつたのではないか？その誤解を解いていく作業が今回の裁判だと考える。

以上のように要約できるかと思います。もちろん、現在の刑務所の人権感覚を眺める際、とてもパートナーと呼べない部分が多いでしょう。

しかし、獄外で自由な立場の私たちがいくら批判しても、それで待遇が変わる可能性は限りなくゼロに近いのです。であるとしたら、岐阜刑や國側の論理をはるかに凌駕する豊かな論理、思想、実践が必要となるのではないか？私にとっては、この裁判を通じて、皆さんと共に歩む中で一步一歩深めて来た考えでもあります。

一方、國側の書面は基本的に今までの論理（日本赤軍の危険性など）を変えるものではありませんでした。山下弁護士による原告書面の一部朗読が終わつたのち、裁判長は「全ての書類、証拠は以上ですね？」と念を押し、「判決には、少し時間がかかりますので、一二月二四日午後一時十五分に判決を言い渡します」と言うと、サッと退廷しました。

その後、私たちといつものように報告会を行ないました。両弁護士による当日の流れの整理のあとは、さっくばらんに地裁判決のことなどの話が出ました。

当日の午前中には両弁護士さんが泉水さんの面会をされたとのこと。そこで、泉水さんから皆さんへのメッセージが朗読されました。

「お手紙、差し入れ、励まされていきます。皆さんの温かい支援に応えられるよう一層頑張ります。裁判はまだまだ続くことでしょう。私も年を取りましたので、体もしんどいところもありますが、出来る限り頑張ります。改めて皆さんに感謝いたします。」

ここ岐阜地方は日本中で最も暑い土地の一つです。房内は四二度。許されるのは团扇のみですが、あおいでもただ熱風が回るだけ。しかもあおぐ動作のため、せっかく良くなつてきいた腱鞘炎がまた出かかっているらしいのです。

獄窓から　　泉水博

七月二六日（日）

ふうさん、右手の具合どうですか。と云つても、そんなに簡単に変化をする障害ではありませんが……

とにかく、使う使わないに限らず、痛みが走る、それもちょっとしたはずみというか、瞬間的にやってくるのが参るよね。神経を引張られる様な痛みが……その頻度の多い少ないで、また指関節部から手首、ひじと移つてゆく状態で、その重さの症状が判るのだろうけど、手に負えない病いです。患つてしまつたら因果と諦め、たまらないけど、耐え、治療に専念するしかなさそうです。

私の場合はマッサージです。面会の時、ちょっと話したけど、無意識に左手が患部の上にある様になれば、もうしめたものです。痛み止めの投薬もずいぶん試みましたが、私に効果はなかつたです。とにかく速効はないようです。腹を据えて気を長く取り組む、根気勝負としてひたすら続けることに努めました。今回、この障害経験を通して、また違つた角度から、耐えることを学ばせてもらつたと思つてます。

八月六日の公判にお集りくださる皆様に呉々もよろしくお伝え下さい。「暑中お見舞い申し上げます。いつも傍聴を頂き誠にありがとうございます。連日のこの暑さの中、熱中症対策を万全にしてご健勝でご活躍下さいます様祈念いたします。」との旨を。

博拝

一一月九日（日）

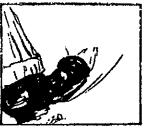
お便りと順変関連の訴状（案）文書受けとりました。非申請型義務付け行政事件訴訟であることと、その要点について良く判りました。順変裁判として、初めてのケースとのことです。が、また、それ丈に両先生にご苦労を、より煩わすことになる訳ですね。そのための会議も遠方からの方々を始め、会議の部屋が満員となつた程の多くの方々がご参加下さったそうで、本当にありがたいことと感激しております。

ところで、この度は私の書くまでもないことをおたよりして、すつかりご心配をかけてしまい本当に申し訳ありませんでした。どうにか、やつと落着きをとりもどした上で、元気な顔をみせてもらえてよかったです。元気な顔をみせてもらえてよかったです。

Mさんからも長文をもつてのお便りで、暖かい沢山の慰めと力強い励ましをいただき、元気をもらいました。心ならずもお騒がして少なからず悔いでいる次第です。……

最近は、職員の事務手続きの簡素化ということで、これまで開封物があった場合は、封筒に表記されていたので、受信時に分つたのですが、いまはそれが廃されたことで今回のよ

また、岐阜刑では当局の締め付けがますます厳しくなつてゐるようです。全部で一六もの工場があるのですが、そのうち六工場が優良工場として扱われ、優良でない工場を監督する刑務官が優良工場を見学し、管理方法を学ぶ、ということを行なわれています。つまり生産ライン上で不良品が出ないように、厳しい管理が要求され、全体の雰囲気がギスギスしている。更には余裕が無いせいでしょう、受刑者同士のケンカも起きるという始末。泉水さんも今までだつたら抵抗していたかも知れないが、ぐつと忍耐の日々だそうです。



うにお便り中に書かれた場合以外は全く分らず、差入れ告知も、品物配布と同時点なので、もし、紛失した場合は私達収容者には分らないという状況となっています。

手紙の場合も通しナンバーが書かれなくなつたことで、例えば不許可物も含めて分らなくなつてしましました。手抜き仕事と簡略化とは違うのですがね。

ところで、一月五日（木）夜、居室に於いて、テレビ視聴中に夜勤の職員とのトラブル（またまたデッチあげ）となり、その後の対応で、私は勿論無傷で済んだのですが、その経緯は長くなりそうなので次便に書きます。私としてもとり、当局に事実は事実として認識して欲しいと思つての申告だったのですが、非が職員にあると判ると、例によつて自分たちにとって都合の悪いことにはフタをしてしまいたいのでしょうか。あげくのはては、私に「まざらわしい行為はするな。職員は何もないことを注意指導したり、摘発はしない」と攻める方向をこちらに向けてきたので、血圧が嫌でも上がる状態となつたわけです。

下手に言質を取られることを避けてかわしたのですが、いや、もう呆れました。困ったものです。くやしいけど、敢えて流すことにしました。こちらとしても争うつもりもなかつたことですから……

こちら二日ばかり雨でしたが、そちらは如何ですか。有名な犬山の紅葉の時期。何時の日か、私もその光景を是非味わってみたいです。これからは、毎日寒さに向います。風邪に気をつけて！ また次便にて。

不尽

面会記

水田ふう

●――八月二一日（金）

先月もちょうど二日に面会を行つたのに、報告せぬじまい。パソコンひらいたら、途中まで面会記を書いてる。何があつたかもう忘れてるけど、書こうとして覚えてるのは、泉水さんの腱鞘炎のこと。

「腱鞘炎はどうですか？」

「だいぶいいです。ひまさえあれば痛いところをマッサージしてるんです。無意識に左手がすぐそこにいって、揉んでるんです。それが効いてるみたいですよ」

それから岐阜刑務所は全国の刑務所のなかでも厳しい処遇では群を抜いてる。それで全国の関係者が岐阜刑務所を模範にすべく見学によくきてるというんや。なんとなあ。イギリスでは、獄中者が人間としての品位を保つ待遇を受けているか、人間として敬意がはらわれているか――を予告なしに刑務所に調査にはいる権限をもつ政府組織があるといふ。えらい違いや。

●――九月三〇日（水）

泉水さんの部屋は三階（最上階）で、隣の外の道路の交通が減る就寝時の九時ころには、鉛虫の音がきこえてくる。たまには蟋蟀の鳴く音も。今夏、工場の気温が最高四二度にもなるような酷暑だったから、虫の声は泉水さんにとって、どうほどほっとする知らせか。

でも手紙によると、午前中一〇時すぎの三〇分の運動で（講堂）卓球して、久しぶりに汗だくになつたんだって。泉水さんいま七八歳やで。すごいなあ。わたしはラジオ体操するのがやつとや。

泉水さんは、いつもと変わらずにこにこして現れて、元気そうやつた。

まあにも言つたけど、このじろわたしはどうしたわけか、田舎弁（生まれたのは米子弁だけど、その後、赤崎、淀江、また米子と転々としたせいでの三箇所のごちゃまぜみたいだけど）しか出てこん。友人たちとも、近所のひととも、誰でも彼でも田舎弁だ。

記録係のひとが「あんたは広島のうまれか？」と聞くの

で「いや、これは米子弁だ。ゲゲゲの鬼太郎のテレビあっただら。あれだ」と言つたら「ふうさんは、それが似合つてるよ」だつて。だんだん。

で、泉水さんの江戸弁？の話になつて、テキ屋ことばをいろいろきいた。いやあ、おもしろかったな。メモしつければよかつた。

死人がでて初めて腰をあげるというのがお役所だけど、それでも扇風機の時間をほんのちょっとだけ早める程度なんやからなあ。度し難いわい。

それから、泉水さんにとっての一番の問題――「順変」についての裁判をやる段取りがいよいよ具体的になつて、その打合せを一〇月にする。

泉水さんが「超法規的措置」で「釈放」された期間の一〇年を国は「遁刑」としている。それは、泉水さんが直接役人から聞いた話だ。それがいまや、「そんなことは知らない」「泉水とは会っていない」とその役人はいいはつてるらしい。それから「起算日」の問題。順変もそうだったけど、起算日もなんだかいても飲み込んで、ましてひとに説明するとなると……

「まだ、それが始業時間まえにスイッチを入れるようになつたんですけどね、扇風機が一〇台。それでも室温は四二度です。和歌山の事件があつて、それまでは始業時間ぴったりに扇風機のスイッチを入れていたんだ

バスの時刻表が今月から変わつてた。いつもの一二時五分発のは「犬塚」にはもう停まらんのだと。一時間待つて、一三時五分発に乗る。「犬塚」に着いたんが一時過ぎやから、走る道順も変わつたみたい。二〇分ほどよけいにかかつた。今日の記録係は初めての顔。席につくなり「裁判のことにかぎつてお話し下さい」と釘をさされる。もうずっとそんなこと云われてないから、びっくりした。で、こちらも改まつて「新たに提訴する順変裁判の会議があるので、現在の泉水さんの処遇状況を聞かせてください」と切り出した。

というのは、泉水さんの手紙に「一〇月から来年三月までの半年間、優遇区分が三類から四類に降下決定が言渡されました。これは四月から九月までの六ヶ月間の受刑態度評価をもって決定されるものです。これは、『所内生活の心得』によれば、『日常生活における態度』、『作業改善指導及び教科指導といった矯正処遇に取り組む姿勢などを総合的に審査する』とあります。毎六ヶ月ごとにこの評価がされ、優遇措置が講じられるというものです。その審査決定が言渡される文

で、その内容に関しては告知されません。私の場合、注意処分が四回ありましたので、そのことが評価に影響したものだ

と思います」とあったから。

四回の「注意処分」って、どんなことで? って聞いてみたら――

一つ 便箋の裏に手紙の下書きをした

一つ 顔を拭いてたタオルが洗面器に落ちて濡れた。絞ったら、「タオルを洗った」とみなされた

一つ 居室の壁に積んである裁判関係の書類に、ちょっとよりかかったとこをみつかった

一つ 団扇の不正使用

その結果、泉水さんは、ひと月三回出来てた面会が月二回に。私費で購入したサンダル、座布団が使えなくなつた。三類のとき参加できた集会にでれない。VTRの視聴もできなくなつた、というんや。

そして、手紙には「この間、じつは『もうこれまで……』『これ以上は……』と、自らを追い込んで飛び込む淵に立つ自分が何度がありました。一度はその淵を踏み出した処を思わぬ形で助けられ戻るという状態もありました。小事に動搖して心惑う弱い自分を見せつけられています」とあって、これはただごとではない、予定を変更して急遽面会に行つたん

読者から

●古橋君の描いた安田さんのポッコリおなか、よく見ている

など感心。那須さんの書かれている本田哲郎さんのこと。先

日、教育テレビの「こころの時代」でやつてました。「小さくされた者」のこと。泉水さん真須美さんや獄中の人たちの

こと思います。本田さんは、「わたしたちを行動に踏み切ら

せてくれるのは『はらわたをつき動かされる』痛みの共感」

――ということを云わっていました。

大阪・S

●知識だけの若い検事・判事を相手にしなければならないこ

とも、大きな壁でしたね。

三重・H

●私が名古屋在中なら傍聴毎回出られるのに……ほんの少し

ですが、カンパさせて下さい。

鹿児島・G

●当方ぶじながら。もうくたびれた感じ。国会前へは二度ぐら

い行つた。最近若い人がどつとふえている由。東京・O

●とんでもない軍事国家になつてしまつた。仕事の合間に新

宿駅、狹山市駅前に立つて……母と同じことやつてますが

……怒・怒・怒です。毎日安倍ヒトラーのために忙しく落ち

つきません。

●一九〇五年あたりとは様相がちがうけれど……ああ、こう

埼玉・M

●刑務所の中の理不尽はひどいのですが、堺の外の理不尽も相当なものですね。

大阪・I

やけど、三〇分の面会時間はすぐつきてしまつて、それ以上の話は聞き出せなかつた。

「大丈夫?」

「もう大丈夫です。もう落ちつきましたから」といつもの穏やかな、にこやかな顔つきで泉水さんは云うのだけど……ほんとは何があつたんやろ。獄内で何が起つてるんやろ。

*――一月二四日(火)

面会に出かけるまえ、一七日に泉水さんと面会している山下さんに電話したら、「二月二四日の判決が延期になりそうだ、ということを云われた。裁判所からの連絡で、新しい? 判例がみつかつた。そのことについて、こちらも反論しなければならない。判決前に公判を開く必要がでてきた、と。たぶん判決は来年になるだらうとのこと。

泉水さんにも判決延期の件を伝えた。ちょっと表情が曇つたようみえた。

一七日の山下弁護士さんとの面会で、「起算日のこと、遁刑のこと、わかりましたか?」ときいたら、こちらは「はい」という返事。「大体わかりました」と、すっきりした感じやつたけど……

なにしろ、この間、泉水さんは刑務所の職員との間で揉め事があって、そのことでは、懲罰をくらつたりするようなことはなかつたらしいのですが、その事件でかなり落ち込み、鬱状態になつていたといふのです。

職員が「懲役は嘘をつくけど、職員は嘘をつかない」と云つたことで、何事かがあつた。手紙でも面会でも詳しい事は話したくともはなされるやろ。「やつと落ちつきました」と元気そうにしてはつたけど、心配やなあ。前回から記録係の職員の態度もなんや冷たい感じやし……

いう気配かと(何を今さら...)、戦争前夜(もう最中!)を感じていますが、私たちのあたりは琵琶湖からいただく水をめぐつて、なんとか元気にきばつてます。

滋賀・T
●夢や希望の光は射してきません。成長しすぎた先進国文明は、衰える時代に入ったのではないでしようか。日本は米国に追従して、滅亡の先頭を走っているような気がします。

北海道・H

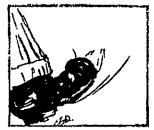
●あまり体調が芳しくなくうるうろしていました。MRIにかかると脳が縮んでいるとのことでした。アベ政権のやり方に怒っていますのでストレスもたまります。悪い時代になつて行きますが、負けてはおれませんね。いつかつぶれてしまえば良いと思い祈つてゐるところです。

兵庫・M

●離れてくらす娘が「死刑制度、お母さんはどう考へてる」といきなり電話してくる。……「まず、システムかな、国家というシステムが人を殺すという気持ち悪さ、自分もそこにつながる居心地の悪さかな」

「つうしん⑥」の役所の人とふうさんとのやりとり、泉水さんがお医者さんにひとのあたたかさを感じられたこと、と前回「つうしん」の返信を出さずじまいのまま、一筆書いてください。吉田智弥さんの「返事」を読んで、「そうちう私の気持ちとぴつたり! だから勇気を出して、いつもありがとう。岐阜・K

●泉水さん、早く仮釈放されてほしいと痛切に思います。そ



れにしてもほんのささいな行為がとがめ立てされるのが日當なんて……

自家をで

● 下関方面に行かれて不運に死んでしまった、草野と申します。四年を下
たのですが、ぼくの不注意で走行中の自転車にぶつかって転
倒。久しぶりに痛い思いをしました。頭の中ではまだまだ機
敏に体をうごかせるつもりでいるのですが、頭と体がうまく
つながっていないらしくて、あらためて年令を感じてしまい、
大反省です。思ひは岐阜に行っていたので、先日の電話で大
人数が集まつたと聞いてホッとしました。

泉水さんが、ご自身が置かれた状況の中でヤケにならず、正面から向き合っている姿に敬意を感じています。奈良・K・高野さんの報告も、那須さんのレポートも、古橋さんのイラストもみんな、とても良かった。そして、それにもまして、戸平さん、舟橋さんの証言には感動しました。赤軍の政治的

鶴飼町から

「九条守れ」「憲法守れ」と数万人が国会を取り囲んでたところ、世論調査では戦争法案に反対するものが七割近くいたらしいのに、今朝のNHKの世論調査によると、安保法案が必要と答えたひと四〇%、必要ないと答えたひと二一%、どちらともいえないが三〇%というんや。

わたしは一度しかよう行かんかったけど、大阪から「大法廷」の傍聴にきてくれたNさんOさんに誘われて、国会前に行つてきた。猫の散歩で出会うTさんもいっしょに行くいうし、道案内に中島くんおていさんもきてくれて、現地に鹿島くんも。後できくと、この日は二万人くらいも集まつたとか。わたしのような年配者がほとんどやつたから熱中症で倒れるひとがでた。救急車がきて、担架にのせて運んでった。

▲行く前、近所の酒屋さん夫婦に「あした国会に行くんや」と云つたら、八三歳のお母さんもでてきて、「安倍はもう驕り高ぶつて、何考へてるンや。ろくでなしが。わたしの分も頑張ってきてな。」とみんなで応援してくれたんや。

▲クリーニング屋のおばさんは、おじさんへくなつて店閉めて、今ひとり暮らし。「国会中継きいてると腹がたつて腹が立つて。あんまり腹立つて思わず拳骨で机たたいてしまつた。手がまだ痛いよ。戦争中は熊本におつて、家から長崎に落ちた原爆をはつきりみたんだから」つて。安倍がそばにいたら、唾ひつかれられたやろ。もう九〇近いひとなんやけどね。

▲七軒町のYさんかて戦争法案大反対や。わたし新聞とつてないけど、新聞紙が要るんやな。なくなるとYさん新聞紙一括りして持つてきてくれるんやけど、「あんなことでほんとに決まつてしまふのよー。おつかしいよー。今朝も、お父さん！あんたどう思つてるの！」つてつい大声だしてしまつた」つて。Yさん怒つてゐるの初めて見た。Yさんちは旗日には日の丸が揚がるんだけど、お父さんが揚げてるんだね。

▲国会前から帰つてからの話やけど——毎日のおかずの材料は近所の酒屋さんでたいてい足りるけど、たまに駅むこうのスーパーにいく。食品売場の地下に降りる手前に洋服屋があつて、半額セールでワンピース二二〇〇円……。

髪ながくしてステキな感じの娘さんにお金払いながら、つい「安倍さんをどう思う」つてきいてしまった。「あの人

な考え方や方針が間違っていたとしても、當時、そういう政治的行動を選択した人たちの感性の中にもともと輝く原石があつたのだな、という思いを持ちました。ここに書かれているのはやりとりの一部であることは分かっていますが、こういう証言があり、全国から駆けつけた四十数名もの仲間がいて……ということにも、改めて胸が打たれました。

こういう言い方をすると、泉水さんに怒鳴られそうですが、自分の人生にこういう一瞬がある、あつたということを記憶するだけで「生きてきた値打ちがあつた」と思つたのではないか、ときえ思いましたよ。もちろん、刑務所の中の日常はとても私の想像も及ばないくらい酷いモノである、ということは、「つうしん」からも教えられていますが。泉水さんが「感極まつてしまい」というのはそういう思いではないか。

「娘って、何歳なの？」「一一一歳」「え？　じゃあなたは？」
「四一歳」「いやあ、そげには見えん。親子でそげな話する
の？」「はい。娘と意見あうんです。この服も娘のお下がり
です」とにっこり。こつちまでうれしくなった。

▲ま向かいのSさんはちがつた。いつか詐欺

▲自転車パンクして、えらく遠くまで引いて行つた。近所の自転車屋さん、病氣で店閉めはつたんや。ここのおじさんが飼つてる犬は、エディーっていうんやけど鎖につながれてない。店先で仕事するおじさんの側にいつもちょこんと座つて、おじさんが外にでると付いて行く。車で出かけるときも助手席に座つて。いつでもおじさんといつしょや。

わたしは鎖につながれてる犬を見るだけで世の中いやにな
るんやけど、エディーを見るとうれしくなる。「エディー」
と呼ぶと「ワン」と応えて、シッポあつて側にきてくれる。
でも、シャッターが降りたままの店がまた一軒あえた。

初めての自転車屋のおじさんも感じは悪くなかった。仕事も丁寧やつた。で、ついまた「おじさん、安倍さんをどう思う?」ときたんや。ところが「安倍さんはいいですよ。私は自民党支持です」「中国や北朝鮮がいつ何をしでかすかわからん。軍備の備えは必要だがね」って、安倍と同じことを、にこにことのたもうた。

▲○さんは散歩で知り合った。昔は大きな材木問屋だったらしいけど、今、材木はさっぱり売れんのやと。いつかの選挙のとき、「○さんは何党にいれるの?」ってきいてみた。

「わたし国政選挙には行つたことない。地方選挙には行くときもあるけど。ま、かつよくいえば、無政府主義者ですな」。おっどろいた一。無政府主義者なんて、巷のひとからきいたのはじめて。安保法案もちろん反対。

▲二軒となりの〇さんにもびっくりした。居間にあがつてお茶よばれてたとき、テレビに映つた橋本をみて「橋本なんて

奴は、そのうちテロられるよ。わたしはテレビよくみてるからわかるんや」って。七四歳。安倍も大嫌い。

▲重い荷物をいつも配達してくれる三〇代のお姉さん。「安倍ってあほって読むことにしましたわ。あほ丸見え。官僚だからなんだかしらんけど、教えて貰った以外のこと聞かれたらよう答えませんもん……沖縄ひどいですよね。あれで日本のお首相ですかね」。

世論調査の数字では、人の顔はみえんけど、毎朝夕挨拶かわす、歩いて三五分以内の近所だけでも、戦争法案に怒つてゐるひとけつこういてるんや。感覚として、感情として、ちゃんと感じ取つて。安倍には戦争の悪臭がして、とにかく嫌なんや。「安倍は許せん」と思つてるんや。

しかし、こういう一人ひとりの点としての存在は数としても量としても認識されないし、自ら何かの行動に出て、思いを表現する術もない……。それはわたしも同じなんやな。

いま、世界全体が、戦争に向つて大きく流れてる。わたくら一人ひとりも、この大きな流れに巻き込まれずにはすまんやろ。このどうしようもなさ、この不穏な日々……息苦しいばかりや。この混沌とした状況のなか、ちょっとでも流れに棹さしたいとおもうんやけど、実際のところ何にもできん。玄関にステッカー貼るくらいが関の山。情けないけどしよう

いよいよ判決——裁判官は、3人変わった。勝訴か敗訴か。私には全く予想がつきません。8年まえ、「監獄法」が100年ぶりに「改正」されて、それまで親族以外は面会できんかったのが、友人も面会できるように「改正」された。それで私も泉水さんに面会に行くようになったんやった。それがある日突然、納得いく理由も告げず、一方的に「不許可」宣告。こういうのを無理無体、無法いうんや。

で、原告8人、裁判に踏み切ったんやけど、この国にはどうも三権分立なんてないらしいし、同じ人間が裁判官になったり、検察官になったりして同じ穴のムジナ、グルなんや。裁判官は、「ヒラメ」っていわれてる。上ばっかり見てるからやて。そういう腐った世界に身を置いて、果たして、真っ当な判決文が書けるかどうか——祈るばかりや。

しかし、仮に勝訴して、面会できるようになつても、順変の問題がある。これが泉水さんにとっては一番の問題なんや。泉水さんは旅券法違反「2年」と「無期」の二つの刑期を科されてるんやけど、無期が先に執行され、2年がうしろにくついたままの状態なんや。この「無期」と「2年」の「順序を変更」せんことには、永久に仮釈放の審査対象にならんのや。

どういうことかというたら——「無期刑受刑者について、刑の執行が開始された日から30年が経過した日から起算して1年以内に必要があると認めて仮釈放審理を開始するものとする」と刑事訴訟法474条には書いてある。そやから泉水さんは、一刻も早く旅券法違反の2年をなくして、「無期のみ」の状態にならんと、刑事訴訟法474条の「無期受刑者」の扱いにならんのや。

泉水さんは30年どころか、すでに42年も獄中におるというのに！

4年前、泉水さんは、面会権回復裁判と同時に、本人訴訟でこの順変裁判をおこした。一審、二審、最高裁と、あっさり棄却されたけど、重要な事実が判明した。面会のことでは不許可を命じた当時の浦寛美・岐阜刑務所所長は、泉水さんは「処遇成績が良好で改悛の情も認められる」として東京高等検察庁検事長あてに「刑の執行順序変更指揮について」申請を出しているではないか。更生保護法34条1項に「刑事施設の長は……前条の期間が経過し、かつ法務省令で定める基準に該当すると認めるときは、地方委員に対し、仮釈放を許すべき旨の申出をしなければならない」と定められている。浦さんは、それを実行してたんや。しかし、検察官の裁量ひとつで、吹っ飛んだ。

もうこれ以上「順変」のことで裁判は出来ない——と途方にくれてたら、安田さん山下さんは「非申請型義務付け行政事件訴訟」というのがある、と。順変裁判としては初めてのケースやけど、これを新たに始めます。

12月24日には、記者会見する予定ですが、判決の報告と同時に順変裁判提訴の報告もします。どちらが勝訴しても、敗訴したほうは控訴するので、裁判は最高裁まで当分（あと4、5年？）続きそうです。

それで、なんだか前置きが長くなりましたが、カンパのお願いなんです。

この先の裁判費用。弁護士さんの交通費（裁判、会議、面会）。「つうしん」発送費用。諸雑費。それから原告8人の「陳述書」を冊子にしたい……というわけなのです。

これまで、みなさんからは励ましのお便りやカンパをたくさんいただいているので、さらなる呼びかけは、ほんとうに心苦しいのですが——。どうぞこれからも、応援よろしくお願ひします。

裁判費用カンパのお願い!!!

泉水国賠原告一同



編集後記

なんだかえらくご無沙汰してしまいました。

万につくらしか勝てないといわれる、国家を相手の裁判。その国賠裁判を、たぶん日本で一番忙しいと思うんやけど、敵も怖がる安田さん山下さんが引受けてしまつた。安田さんは「勝つ裁判をや」と。どんなに小さなことでも手抜きなしの、完璧な仕事ぶりを目の当たりにしてきた。原告としても、それぞれ一生懸命のこの四年半でした。

次の口頭弁論は年も押し詰まつた一二月二四日（木）やけど、万障お繕り合せのうえ、傍聴にお集まりください。（風）